

1. 件名：「日本原燃(株)廃棄物管理施設の新規制基準適合性に関するヒアリング(119)」

2. 日時：令和2年4月30日(木) 17時30分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

猪俣上席安全審査官、真田安全審査官、藤田安全審査専門職

日本原燃(株)

再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部 貯蔵管理課長 他6名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)の廃棄物管理施設に関する事業変更許可申請の一部補正(※)について、原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

①火災等による損傷の防止

- 「運転時の異常な過渡変化」、「設計基準事故」等、廃棄物管理施設の事業許可基準規則で使用されていない用語を用いている箇所があるので、精査の上、適切に修正すること。
- 火災防護審査基準を適用する方針としているが、具体的な内容が明確でないので、再処理施設の例を参考にして整理して説明すること。

②放射線管理施設

- 事業許可基準規則解釈において「『発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針』を参考にすること」としているため、同指針を参考にしていることを添付だけでなく本文にも明記すること。

③外部からの衝撃による損傷の防止(火山)

- 設計対処施設に影響を与える可能性のある影響因子について、各項目の記述の平仄を合わせること。

④外部からの衝撃による損傷の防止(火災等)

- 「ばい煙及び有毒ガスが制御室の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合には、必要に応じて制御室内の運転員の退避の措置を講ずるものとする」としているが、退避をしても廃棄物管理施設として安全上支障がない理由を整理して説明すること。

⑤安全機能を有する施設

- 事業許可基準規則第11条第4項への適合のための設計方針について、廃棄物管理施設では安全上重要な施設の多重性を確保する必要がない理由を説明すること。

(2) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

なし

参考

- ※ 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書（令和2年4月17日）  
「日本原燃（株）から再処理事業所廃棄物管理施設に関する事業変更許可申請の一部補正を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/WAS/190000028.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000028.html)